

豊中ジュニアバドミントンクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、総称を豊中ジュニアバドミントンクラブという。

(事務局)

第2条 本クラブの事務局は、豊中市バドミントン連盟(以下連盟とする)事務局に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、バドミントン競技を通して、青少年の健全育成と地域での競技レベルの向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは前条の目的のために次の事業を行う。

- (1) バドミントン競技の強化練習会の開催
- (2) 競技大会などへの参加
- (3) 豊中市を代表する選手の育成
- (4) 指導者及びリーダーの確保と育成
- (5) その他本クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 豊中市市内に在住、在学する18歳(高校生)以下の者
- (2) 上記以外の場合、本会(運営委員会)が承認した者
- (3) 本会の定める諸規定を遵守する者
- (4) 第8条に定める入会手続きを完了している者

(会員の資格の喪失)

第6条 会員の資格は、退会、除名によって喪失する。

- 2 会員が退会しようとする場合は書面をもって会長に届けるものとする。
- 3 会員が会費の納入を怠ったときは、本クラブは会員を退会させることができる。

(除名)

第7条 本クラブは、第5条の要件を満たさない会員について除名することができる。

(入会手続)

第8条 本クラブの入会手続は、入会規程として別に定める。

- 2 入会后入会申込み時の記述事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(会費)

第9条 会費とは次のものをいう。

- (1) 入会金 1000円
- (2) 月会費 500円のクラブ運営費+練習会回数×500円(複数月での徴収も有り)

(会費の不返還)

第 10 条 一旦、納入した会費は、返還しない。ただし、運営委員会が判断した場合を除く

第3章 運 営

(運営委員会)

第11条 本クラブの運営は運営委員会をもって行う。

- 2 本クラブの運営委員は、豊中市バドミントン連盟役員および連盟任命者から選出し、連盟総会で年次報告等を行いその承認を受ける。クラブ員登録保護者は、連盟総会参加資格を有するものとする。
- 3 運営委員会は以下の業務を行う。
 - (1) 当該年度の事業の執行
 - (2) 事業報告書並びに決算報告書の作成
 - (3) 事業計画案の作成
 - (4) その他本クラブの目的に沿った事業

(運営委員会の構成)

第 12 条 運営委員会は次の役員をもって構成する。

- (1) 会長 1 名 (通常、豊中市バドミントン連盟会長の兼務とする)
 - (2) 副会長 若干名 (通常、豊中市バドミントン連盟副会長の兼務とする)
 - (3) 運営委員(コーチを含む) 若干名 (豊中市バドミントン連盟役員、理事、その他連盟が認めた者)
 - (4) 会計 2 名 (連盟が選任した者)
- 2 運営委員の任期は豊中市バドミントン連盟任期と同時期とする。ただし再任は妨げない。
 - 3 運営委員は任期が満了になっても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(運営委員の職務)

第 13 条 運営委員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本クラブを代表し会務を総括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、事故等により不在のときは、その職務を代行する。
 - (3) 運営委員は本クラブの会務を分担する。
 - (4) 会計は本クラブの会計事務を処理する。
- 2 運営委員の職務分担は運営委員会の互選によりこれを定める。
 - 3 運営委員会を招集するには、運営委員に対し、会議の議題をあらかじめ通知しなければならない。

(運営委員の補充)

第14条 運営委員に欠員が生じた場合は、連盟役員、理事および連盟の認めた者の中から補充を行う。

- 2 補充により選任された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第 15 条 運営委員会は、本クラブの事業運営の円滑を期するため、各種部会を置くことができる。

第4章 会 計

(資金及び会計)

第 16 条 本クラブの資金は次のものとする。

- (1) 入会金 1000 円
- (2) 月会費 500 円のクラブ運営費＋練習会回数×500 円(複数月での徴収も有り)
- (3) 寄付金及び協賛金
- (4) その他(特別行事については都度別途定める)

第5章 事故の責任

(事故の責任)

第 17 条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとし、盗難傷害等の事故が発生しても、本クラブ及び指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第 18 条 会員は、本クラブのスポーツ保険に加入しなければならない。ただし、本クラブ活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応する。未入会者の活動中の事故については本クラブは一切責任を負わない。

第6章 細 則

(細則)

第 19 条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、運営委員会により決定する。

(事業年度)

第 20 条 本クラブの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の変更)

第 21 条 本規約の変更は、豊中市バドミントン連盟理事会において決議し決定する。

附則 本規約は、平成 25 年 10 月 10 日より施行される。

入会規定 入会金1000 円、 月会費:500 円+(練習会回数)×500 円

※入会は、入会申込書と入会金1000 円を添えて提出する。

※月会費は、偶数月に 2 ヶ月分まとめて支払う。

※月会費は、練習会を欠席しても返金を行わない。正し、クラブ事情により練習会が行われなときこの限りではない。(練習会費用のみ返金)

※入会前に、練習会の見学(無料)、体験練習参加が一度できる。(500 円必要)